

## 亀岡市障害児(者)日常生活用具等補助用具給付事業

### ○給付対象者

・身体障害者又は難病患者等で、在宅で人工呼吸器を使用している者として京都府に登録があり、市に情報提供があったもの

### ○給付の内容

・用具は、給付することとし、日常生活用具等補助用具の給付一覧に掲げる用具とする。

### ○給付額

・別表の上限度欄に掲げる額とする。

### ○手続きの流れ

事前の申請が必要です。給付決定前に購入を行った場合は対象となりませんのでご注意ください。

#### 1. 申請書類の提出

・申請書 ・業者の見積書 ・用具のカタログ写し ・身体障害者手帳  
・その他給付対象となる証明書類 をご持参ください。

#### 2. 給付決定の可否

審査の結果、決定の可否を郵送にてお知らせします。決定の場合は、「決定通知書」及び「給付券」を発送します。※給付決定までに1週間～10日程度の期間を要します。

#### 3. 用具の納品

「給付券」に署名・押印して業者に渡し、業者から現物を受け取ってください。

※3月末まで

※業者の指定はありませんが、亀岡市が定める支払い手続きに対応できることが必要。

#### 4. 業者は、納品日を給付券に記入し、請求書とともにすみやかに障がい福祉課へ(3月末まで)

#### 5. 必要書類を確認後、給付対象額を支払います。

問合せ先:障がい福祉課 障がい者支援係 0771-25-5189